

序 言

東京都監察医務院は、東京都23区において死因の明らかなでない急性死や事故などで亡くなられ、異状死として届けられた方々の検案、解剖を行い、その死因を明らかにするとともに、これらの業務を通じて公衆衛生や司法領域に寄与し、医学の教育、研究に資することを職務としています。

ところで、一人暮らしの人が自宅で誰にも看取られずに死後発見されるという孤独死が、福祉保健行政上の大きな社会問題として注目されています。孤独死の定義は、研究者で合意されたものがなく、様々な分野から、調査・研究が進められてきておりますが、効果的な対策事業の実施・遂行のためには、孤独死についての正確な実態把握が必要になるでしょう。

そもそも孤独死は、異状死の定義に該当することから、監察医は日々の業務として多くの孤独死例を担当しております。また監察医務院における死因統計には、東京都23区という一定の地域の異状死を全数的に把握できるという統計上の特徴があります。

このことから監察医務院では、東京都23区内で発生した全ての孤独死の実態を把握すると共に、孤独死問題への対策に資することのできる基本的な統計表を作成し、もって監察医業務の公衆衛生領域への寄与を目的に、世帯分類別異状死統計調査研究（東京都23区の孤独死統計）を実施しました。

本報告書では、平成15～19年において東京都23区で発生した孤独死等の統計表を掲載しております。今後、他年の孤独死統計についても順次公刊の予定ですが、一連の統計表が、孤独死問題への対策を進められている都・区の行政担当者のみならず、孤独死問題に関与されている研究者や都民、その他孤独死問題に関心のある方々の一助としてご活用いただければ幸いです。

東京都監察医務院

院長 福永 龍繁